

医療法人 滴水会 吉野病院 面会規程

第1条 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

第3条 面会時間

- (1) 月曜日～土曜日 9時～13時 14時30分～17時 面会時間 30分
- (2) 日・祝日 14時30分～17時 面会時間 30分
診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。(1家族につき同日1回まで)

第4条 面会人数および回数

- (1) 面会人数は、1患者につき1回5名までとする。

第5条 面会者

- (1) 面会者は、原則として家族またはキーパーソンとする。(年齢制限はなし)

第6条 面会を控えていただく場合

- (1) 面会者に発熱(37.0℃以上)、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

第7条 面会場所

- (1) 病室

第8条 面会の手続き

- (1) 面会者は、受付にて検温を行い問診票を記入し病棟スタッフより入館許可証を受け取る。
- (2) 面会終了後は、入館許可証をナースステーションへ返却する。

第9条 面会時の感染対策

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること
- (2) サージカルマスク（不織布マスク）の着用に協力すること

第10条 面会中の禁止事項

- (1) 病棟内での飲食
- (2) 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為
- (3) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- (4) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (5) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- (6) 医療機器への接触や操作
- (7) 病院職員の指示に従わない行為

第11条 面会制限

- (1) 患者の感染症、症状または病状等により、医療上面会が適当でない判断した場合。なお、面会制限は必要最小限とする。

第12条 面会の特例

- (1) 病状説明、重症患者、終末期、主治医または病院が必要と判断した場合

第13条 周知

本規程の内容は、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

第14条 感染症流行時の対応

- (1) 面会人数、時間、場所の制限、一時停止
これらの措置は、感染状況を踏まえ、管理会議の判断により決定する。
なお、病状説明、重症患者、終末期の場合は個別に面会を認めることがある。

第15条 規程の見直し

本規程は、感染症の流行状況、関係法令及び行政通知書を踏まえ、定期的に内容を見直すものとする。

附則

本規程は2026年6月27日より施行する。